

# I 自立した活力ある地域づくりと観光交流の拡大

## 1 地域の活性化とまちづくりの支援

### (1) 都市再生促進税制及びまち再生促進税制の延長及び拡充（所得税、法人税、登録免許税、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税）

国際的な都市間競争の激化や金融情勢の悪化等に対応しながら、都市の再生を一層促進するため、以下の措置を講じる。

#### 1. 都市再生促進税制の延長

国が指定する都市再生緊急整備地域において、民間活力を中心とした都市再生を強力に促進するため、民間都市再生事業（国土交通大臣認定）に係る特例措置を2年延長する。

認定事業者				従前地権者
所得税 法人税	登録免許税	不動産取得税	固定資産税 都市計画税	所得税・法人税 個人住民税
割増償却 5年間50%	軽減税率 (建物保存)0.4→0.3%	課税標準 1/5控除	課税標準 5年間1/2	軽減税率(※)

※(所)2,000万円超15%、2,000万円以下10%(法)5%追加課税の適用除外(個)2,000万円超5%、2,000万円以下4%

#### 2. まち再生促進税制の延長及び拡充

市町村が定める都市再生整備計画の区域において、まちづくり交付金による公共施設整備と連携した都市再生を一層促進するため、認定民間都市再生整備事業（国土交通大臣認定）に係る特例措置を拡充のうえ2年延長する。

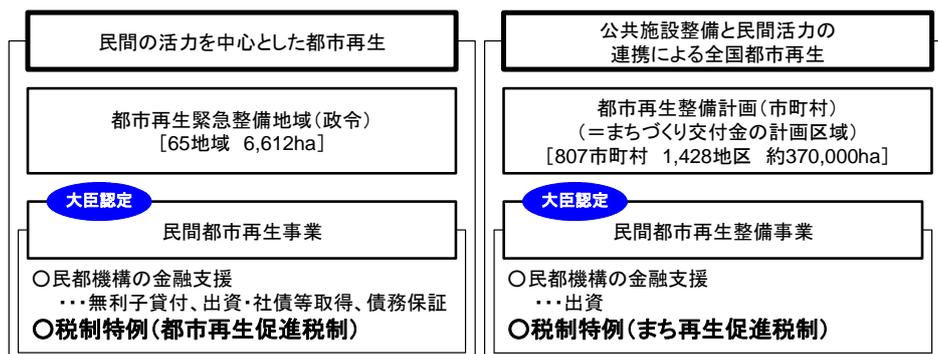
(延長)

認定事業者			従前地権者		
所得税 法人税	登録免許税	不動産取得税	所得税・法人税 個人住民税	登録免許税 (地区内残留者のみ)	不動産取得税
割増償却 5年間50%	軽減税率 (土地移転)1.3→0.8% (建物保存)0.4→0.3%	課税標準 1/5控除	軽減税率 (※)	軽減税率 (土地移転)1.3→1.0%	課税標準 1/5控除

※(所)2,000万円超15%、2,000万円以下10%(法)5%追加課税の適用除外(個)2,000万円超5%、2,000万円以下4%

(拡充)

三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯等の区域及び政令指定都市を除く地域においては、事業区域面積の要件を0.5ha以上から0.2ha以上に緩和。



**（２）都市環境改善促進税制の創設等（所得税、法人税、登録免許税、個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税、事業所税）**

人口減少社会の到来等に対応し、都市の既存ストックを活かしたまちづくりを進めるため、衰退した駅前商業施設や空地の再生・再利用を通じて都市環境の改善を図る事業を促進するとともに、住民・企業等の地域が主体となって行うまちの魅力の維持・向上のための取組みを支援する。

1. 都市環境改善事業（仮称）に関する特例措置

地域経済に影響の大きい衰退した駅前商業施設や虫食い状に発生した空地等について、取得のうえ再整備・集約等を行う都市環境改善事業（仮称）に係る特例措置の創設等を行う。

**【都市環境改善事業の例】**

- 衰退した駅前商業施設の取得、債権債務関係の整理、再整備、テナント付け
- 虫食い地・土壤汚染地等の利活用困難な土地の取得、集約・整序、汚染除去
- 緑地整備等のヒートアイランド、CO<sub>2</sub>対策

（１）認定事業者等の土地等の取得に対する特例（創設）

- 登録免許税の軽減税率

（土地移転登記：1.3%→0.8%、建物移転登記：2.0%→0.8%）

- 不動産取得税の課税標準控除（土地・建物：1／5を控除）

（２）認定事業者等と土地交換等を行った地権者に対する特例

（認定事業用地適正化計画に係る特例措置の拡充（※））

- 所得税・法人税の課税繰延（100%）

- 不動産取得税の課税標準控除（土地：1／10を控除）

※ 現行の認定事業用地適正化計画に係る特例は別途延長

（３）認定事業者等に対して行う金融支援業務等について収益事業から除外する特例（創設）（法人税・法人住民税・事業税・事業所税）

2. 都市環境維持・改善機構（仮称）に関する特例措置

都市の美化、にぎわいの創出など地域住民・企業等が行うまちの魅力の維持・向上のための取組みを支援する組織として、地方公共団体の指定を受けた公益法人等（都市環境維持・改善機構（仮称））が広場、緑地等の用に供する土地等を取得する場合、当該土地等を譲渡した者について次の特例措置を創設する。

- 所得税・法人税の特別控除（1,500万円）

- 所得税・法人税・個人住民税の軽減税率

（所得税：2,000万円超15%、2,000万円以下10%）

（法人税：5%追加課税の適用除外）

（個人住民税：2,000万円超5%、2,000万円以下4%）

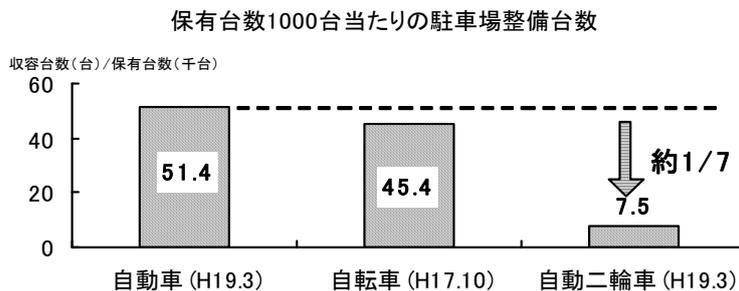
**（３）市街地再開発事業における特例措置の延長  
（所得税、法人税、固定資産税）**

1. 市街地再開発事業により建築された施設建築物（権利床、再開発会社の取得する保留床及び住宅の用に供する部分を除く）の取得者に対する特例措置を2年延長する。
  - 所得税・法人税：割増償却5年間10%
2. 市街地再開発事業の施行により従前の権利者に対して与えられる一定の床面積の施設建築物（権利床）に係る特例措置を2年延長する。
  - 固定資産税：住宅床2/3、非住宅床1/3を減額（新築後5年間）

**（４）自動二輪車駐車場整備促進に係る課税標準の特例措置の拡充  
（固定資産税）**

自動二輪車駐車場の迅速かつ積極的な整備を促進するため、三大都市圏の既成市街地等における一定の自動二輪車駐車場を新設又は改築する場合について、以下の特例措置を講じる。

- 固定資産税：課税標準3年間2/3に軽減  
（自動二輪車の駐車のための償却資産）
- （対象地区）首都圏整備法、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法に基づく既成市街地（都市区域）、近郊整備地帯（区域）及び都市整備区域、並びに中心市街地活性化法に基づく認定基本計画に定められた区域
- （対象駐車場）駐車場法に基づき市町村が定める駐車場整備計画において位置付けられた駐車場



<主な償却資産>

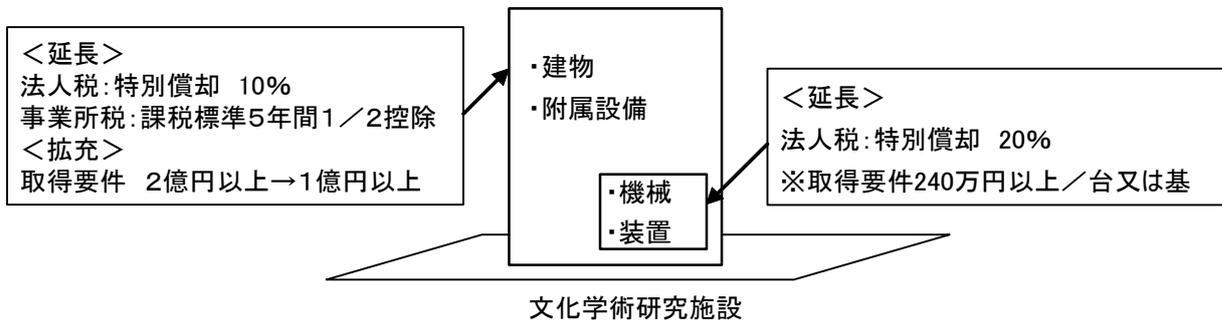


**（５）関西文化学術研究都市建設促進法に係る特例措置の延長及び拡充  
（法人税、不動産取得税、固定資産税、事業所税）**

関西文化学術研究都市建設促進法に基づき、関西文化学術研究都市の建設を促進するため、文化学術研究施設等の整備に係る課税の特例措置を拡充のうえ2年延長する。

1. 文化学術研究施設（拡充・延長）

- 法人税：特別償却 機械・装置：20%、建物・附属設備：10%
- 事業所税：資産割 課税標準5年間1/2を控除
- ※建物・附属設備の要件を取得等金額1億円（現行2億円）以上に拡充



2. 文化学術研究交流施設（延長）

- 不動産取得税：課税標準1/2を控除（家屋）、税額1/2を減額（敷地）
- 固定資産税：課税標準5年間1/2に軽減（家屋）

**（６）半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の延長  
（所得税、法人税）**

半島振興対策実施地域において、製造業及び旅館業の立地を促進し、所得水準の向上・雇用の場の確保等による地域の活性化を図るため、次の課税の特例措置を2年延長する。

① 半島振興対策実施地域

製造業の用に供する設備（取得価額2,000万円超）を新設又は増設した場合の特別償却

機械・装置：10%、建物・附属設備：6%

② 半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区

旅館業の用に供する設備（取得価額2,000万円超）を新設又は増設した場合の特別償却

建物・附属設備：6%

- (7) 離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の延長及び拡充（所得税、法人税）  
 (8) 奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の延長及び拡充（所得税、法人税）

離島振興対策実施地域及び奄美群島の特性を活かした産業振興及び地域間交流を促進するため、特例措置を2年延長するとともに、両地域における燃油の流通効率化に資する石油卸売業・燃料小売業の用に供する設備、奄美群島の条件不利性を克服する産業分野である情報通信産業等の用に供する設備を特別償却の対象に追加する。

《特例措置の内容》

(延長)

① 離島振興対策実施地域及び奄美群島

製造業又は農林水産物等販売業の用に供する設備（取得価額2,000万円超）を新設又は増設した場合の特別償却

機械・装置：10%、建物・附属設備：6%

② 離島振興対策実施地域及び奄美群島のうち過疎地域に類する地区

旅館業の用に供する設備（取得価額2,000万円超）を新設又は増設した場合の特別償却

建物・附属設備：6%

(拡充)

① 離島振興対策実施地域及び奄美群島

特別償却の対象として、石油卸売業又は燃料小売業の用に供する設備のうち燃油の流通効率化に資するもの（共同油槽所）の新設又は増設を追加

② 奄美群島

特別償却の対象として、情報通信産業等（※）の用に供する設備の新設又は増設を追加

※ 情報通信産業等：有線放送業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター

＜離島振興対策実施地域及び奄美群島に係る特例措置の延長及び拡充の概要＞

取得価額：2000万円以上、特別償却率：6%

＜延長＞

製造業、旅館業、農林水産物等販売業

＜拡充＞

・石油卸売業、燃料小売業

・情報通信産業等（奄美群島のみ）

建物

附属設備

機械

装置

取得価額：2000万円以上、特別償却率：10%

＜延長＞

製造業、農林水産物等販売業

＜拡充＞

・石油卸売業、燃料小売業

・情報通信産業等（奄美群島のみ）

## Ⅱ 低炭素社会に対応したくらし・物流基盤づくり

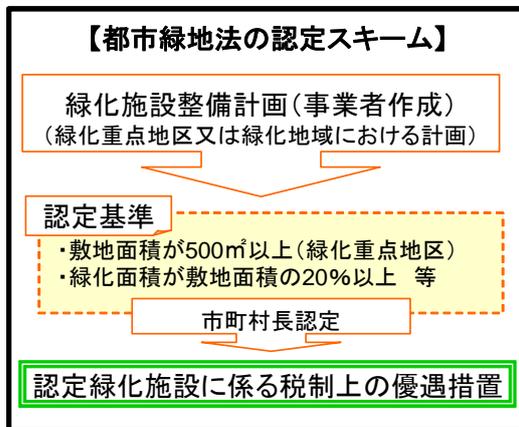
### （１）都市の緑の創出に資する緑化施設に係る特別償却制度の創設及び固定資産税の課税標準の特例措置の延長（所得税、法人税、固定資産税）

都市の緑地については、良好な都市景観の創出、生活へのうるおいの付与、防災対策のみならず、地球環境問題対策としての温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和等のために重要な役割を果たしており、市街地の過半を占める民有地の緑化を推進し、緑の創出に取り組むことが必要である。

このため、認定緑化施設に係る所得税・法人税の特別償却制度の創設、固定資産税の課税標準の特例措置の2年延長を行う。

○所得税・法人税：特別償却制度（100分の14）を創設

○固定資産税：緑化施設に応じ課税標準を5年間1/2又は1/3に軽減



【緑化地域における緑化施設のイメージ】



## Ⅲ その他

- まちづくり公益信託に係る特例措置の創設（所得税、法人税、相続税、法人住民税、事業税）
- 独立行政法人奄美群島振興開発基金に係る非課税措置の延長（所得税、法人税、登録免許税、印紙税、法人住民税、事業税）
- 小笠原諸島への帰島に伴う特例措置の延長（所得税、個人住民税、不動産取得税、特別土地保有税）
- 農地制度見直しに伴う都市内農地に係る所要の措置（相続税）
- 過疎地域に係る特例措置の延長（所得税、法人税）
- 山村振興法に基づく認定法人が実施する保全事業等の用に供する機械等に係る特例措置の延長（法人税）